

国際私法におけるEEC独占禁止法

— EEC条約第八五一条第二項の適用 —

岡 本 善 八

- 一 はじめ
- 二 EEC条約の競争制限規定
- 三 無効の遡及効
- 四 独禁法の並行的適用
- 五 独禁法の域外適用
- 六 むすび

— はしがわ

独占禁止法、証券取引法、為替管理法、輸出入禁止法など外国経済行政法に含まれる民事的効果に関する規定が、内国において適用せられるか、適用せられる場合はいかなる基準によるかについては、すでに第二次大戦中になされたり Wengler,⁽¹⁾ Zweigert⁽²⁾ の問題提起以来、現在に至るまで各国国際私法学者により重要な論点のひとつとなされている。⁽³⁾ そのうち本稿の対象とする独禁法については、その公法的側面についての域外適用に関しては、一九六四年国際

一三一、総会決議の成立⁽¹⁾、特にわが国内における最高裁判所・インダストリー事件判決（最高裁判昭和五〇年一月二八日第三小法庭判決・昭和四六年（行ツ）第六六号審決取消請求事件・民集一九卷一〇号一五九一頁）を契機として多数の研究を見るに至つて⁽²⁾。本稿はそつしたわが国の実情に示唆を得て、近年の欧洲共同体裁判所の判例変更により新たに関心が払われていゆるECE条約第八五条第一項を一の素材として⁽³⁾、国際私法の立場より外国独占禁止法に含まれる民事的効果に関する規定の地域的適用範囲について、若干の検討を試みることを目的とする。⁽⁴⁾

- (1) Wengler, Die Anknüpfung des zwingenden Schuldrechts, Zeitschrift für Vergleichende Rechtswissenschaft, Vol. LIV, 1941 SS. 168-262. 以下Wengler。所謂は、いふ留保[十七年]、森田川島教授「強行的債務法の連結問題」〔法華新報廿九卷〕一冊、国際私法研究（昭四一）二六二頁所収。以上は詳細は紹介せられたが、同教授の立場については「他のよいか独特の連結理論がはたして現行国際私法上可能であるかは疑問である。……はたしてかかる連結契機をもつめるかは、漠然たるものである。個別的に検討していくべきとき、それは実質において、かの量的制限説と多く距ひながらもしえな」。かく、カーナンクラーの構成は、いふ点において、疑惑をのりおくるをえなし」とせられた（前掲研究二六一頁）。
- (2) Zweigert, Nichterfüllung auf Grund ausländischer Leistungsverbote, Rabels Zeitschrift, Vol. XIV, 1942, SS. 283-307. 以下の諸文献も之と似た。Raape/Sturm, Internationales Privatrecht, Bd. I, 6 Auf. 1977, S.37.
- (3) わが國は井口正之教授「國際私法」の概要四章の原論を認する「神鑑」（田中先生贈賀祝賀・商船の基本問題・昭二十七）四四六頁以下における問題の指摘、桑田川島教授の前掲論文を契機として、その後、折茂豊教授「当事者田治の原則」（昭四五）による再念な学作をみると至つている。筆者も、日本著ハ「國際契約における不法性」（同志社法学二五郎・昭二九・一〇六頁）における若干の検討を試みたことがあるが、わが国際私法界の現状としては、問題の重要性にかかわらず、例えば、山下鏡一教授「当事者田治一雇傭契約」（涉外判例百選（増補版）昭五）の結論に示される如く、なお妄説とみるべき理論は見出されていないと言えるのではなかろうか。

- (4) 同決議については、山下満雄教授「独占禁止法と國際取引」（昭四九）二二〇頁参照。
- (5) 矢沢惇教授「國際契約終了後ににおける競争品の製造販売取扱の禁止・國際契約の相手方である外國事業者の原告適格」（独禁法審決・判例四

選(第二版)昭五二・五六頁)および所掲の引用文献参照。

(6) 岡村 魁「EEC条約第85条におけるカルテル協定の効力」(西南学院大学法学論集第八卷二・三・四合併号・昭五一)一一〇頁以下に詳細に検討せられてる。48/72 S.A. Brasserie de Haecht v. Wilkin-Janssen, «Haecht II»事件判決(一九七三年二月六日判決)参照。

(7) 多面的な論点を含むとの問題について、限られた資料から現時点で何らかの結論を見出すことは若干の躊躇を感じないではないが、近年の論議においては純粹の国際私法の分野に関するものが、やや乏しいのではないかとも考えられるので、敢て、検討のための一素材を提供することを試みるものである。

— EEC条約の競争制限規定

〔一〕 主要な競争制限禁止規定 欧州経済共同体を設立する条約(一九五七年三月)一五日署名、一九五八年一月一日発効、加入条約一九七二年一月三日調印、一九七三年一月一日発効)における競争制限禁止規定は、共同体の目的に関する第三条(f)をふまえて、第一節企業に適用する規則として、第八五条および第八六条の両中心的規定、第九〇条の公的商業独占禁止規定、第二節ダンピング行為に関する第九一条、第三節国の援助に関する第九二条乃至第九四条などにより構成されるが、⁽¹⁾法源としては、そのほか、条約第八七条に基づく、いわゆる「理事会規則第一七号」についても独占法運用についての基本的かつ極めて重要な規則として、これにも言及するのが通常である。右の競争制限禁止規定のうち、民事的效果に関するものとして、第八五条第一項は、「本条の規定に基づき禁止される協定又は決定は、当然無効とする」と規定する。⁽²⁾

(1) 以下に本稿に関連ある若干の規定を記述する。横田・高野編「国際条約集(第三版)昭四九、池田編「最新条約集(昭四五)、外務省経済局訳「ローマ条約正文(朝日新聞編・EEC教室、昭三七所収)」公正取引委員会事務局編「公正取引総覧」第二卷一七〇一頁以下のはか、松下謙雄

四六）一五七頁以下、などの訳文を参照した。

第八五条 1 構成国間の貿易に影響を及ぼすそれがあり、かつ共同市場内の自由競争の妨害、制限又は歪曲を目的とするか、あるいは結果としてもたらす、事業者間のすべての協定、事業者団体の行なうすべての決定及び共同行為、特に左の各号の一に掲げる事項を内容とするものは、共同市場と両立せず、禁止される。

- (a) 購入価格、販売価格その他の取引条件に関する直接又は間接の決定
- (b) 生産、取引市場、技術開発あるいは投資に関する、制限または統制

- (c) 市場又は供給の源泉の分割

- (d) 取引の相手方に対し、同種の給付に関して差別的条件を適用し、その者に競争上の不利益を与えるもの

- (e) 相手方が、その給付の性質又は商慣習に照して、契約の目的と関連のない追加的給付の受諾をなすことを、契約締結の条件とするもの本条の規定に基づき禁止される協定又は決定は、当然無効とする。

2

第一項の規定にかかわらず、左の場合の一に該当するときは、これを適用しないものと宣言することができる。

- 事業者間の協定又はこれに準ずるもの
- 事業者団体が行なう決定又はこれに準ずるもの
- 共同行為又はこれに準ずるもの

であつて、商品の生産若しくは分配の改善、又は技術的若しくは経済的進歩の促進に寄与するとともに、その結果として生じる利益に利用者が公正に均分することを確保すること。但し次のものは、これを含まないものとする。

- (a) 前掲の目的を達成するため不可欠でない制限を当該事業者に課するもの。
- (b) 当該事業者に対し、その商品の主要な部分につき競争を排除する可能性をもたらすもの
- (c) 取引の相手方に対し、同種の給付に関して差別的条件を適用し、その者に競争上の不利益を与えること。
- (d) 生産、取引市場又は技術開発を制限し、消費者に不利益をもたらすこと
- (e) 取引の相手方に対し、同種の給付に関して差別的条件を適用し、その者に競争上の不利益を与えること。
- (f) 相手方が、その給付の性質又は商慣習に照して、契約の目的と関連のない追加的給付の受諾をなすことを、契約締結の条件とするもの

第八六条 一又は二以上の事業者が、共同市場又は共同市場の主要な部分におけるその支配的地位を不当に利用することは、これにより構成国間の貿易が影響を受けるおそれあるときは、共同市場と両立せず、禁止される。本条にいう不当利用には、左に掲げるものを含む。

国際私法における EEC 独占禁止法

条約第八十五条及び第八十六条に関する第一施行規則（一九六二年二月二一日公布・三月一三日発効）

第四条（注・いわゆる新協定）¹ 条約第八十五条第一項で定める協定、決定及び共同行為であつて、本規則施行後になされたものにつき、条約第八十五条第三項の適用を求める場合には、委員会に対し、その旨の届出をしなければならない。届出がない場合は、第八十五条第三項の適用に関するいかなる決定をなすことも許されない。

2 前項の規定は、協定、決定及び共同行為が、次に掲げるものの一に該当するときは、これを適用しない。

(一) 当事者たる事業者がすべて構成国の一のみに属し、その協定、決定及び共同行為が構成国間の輸入及び輸出のいずれにも関しないもの

(二) 二事業者のみが当事者である協定であつて、その協定が左に掲げる事項のみを内容とするもの

(a) 当事者の一方より取得した商品の再販売に関し、その再販売価格又は取引条件を定める自由を制限するもの、又は、

(b) 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権などの工業所有権の承継人又は利用権者の権利の行使について制限を加えるもの、あるいは製造方法の譲渡又は許諾、若しくは工業的技術の実施及び応用に関する知識の譲渡又は許諾を内容とする契約に基づく権利者に対し、その権利の行使を制限するもの

(三) 次に掲げる事項のみを目的とするもの

(a) 規格及び型の設定、または統一的適用

(b) 共同調査及び共同開発

(c) 商品製造における相互的専門化（Specialisation）、特にその実現のため必要な協定であつて、
—相互的専門化の目的である商品が、共同市場の主要な部分における同種の商品若しくはその性質、價格、用途などに照して消費者にとり
—類似性が認められる商品の取引量の十五パーセントを上廻らないものであり、

—参加する事業者の年度取引総額についても二億計算単位を上廻らないもの

本項に掲げる協定、決定及び共同行為は、これを委員会に届出することを妨げない。

第五条（注・いわゆる旧協定）¹ 条約第八十五条第一項で定める協定、決定及び共同行為であつて、本規則の施行の際に既に存在するものにつき、第八十五条第三項の適用を求める場合には、委員会に対し、一九六二年十一月一日までにその旨の届出をしなければならない。但し

二事業者のみが当事者である協定、決定及び共同行為については、一九六三年二月一日までに届出をすれば足りる。

2 前項の規定は、本規則第四条第二項で定める協定、決定及び共同行為については、これを適用しない。但し委員会に対する届出を妨げない。
第七条（注・いわゆる旧協定）¹ 本規則施行の際に既に存在し、本規則第五条第一項で定める期間内に届出済みの協定、決定及び共同行為が条約第八十五条第三項の適用の要件を充たさない場合、事業者又は事業者団体が、その廃棄、条約第八十五条第一項で定める禁止に抵触

しないための変更、あるいは第八十五条第三項の要件を充たすための変更を行なうときは、条約第八十五条第一項による禁止は、委員会の定める期間においてのみ、これを適用する。本項に定める委員会の決定は、届出による明示的同意を与えていない事業者および事業者団体については、これを適用しない。

2 前項の規定は、本規則第四条第二項で定める協定、決定及び共同行為において本規則施行の際に既に存在し、一九六七年一月一日までに届出がなされたものについても、これを適用する。

(⁽⁸⁾) C. Bellamy and G.D. Child, Common Market Law of Competition, 1973, P.P.5-16; James P. Cunningham, The Competition Law of the EEC, Supplement to September 13, 1975, P.278; E. J. Mestmäcker, Europaisches Wettbewerbsrecht, 1974, S.703; Louis Cartou, Communautés européennes, 5 ed., 1975, P. 257.

〔〕 条約第八五条の解釈 民事無効に関する規定をもつ条約第八五条については、解釈上困難な種々の用語があるが、次に本稿に關係の深い若干の用語について言及することとする。⁽⁹⁾

第八五条第一項における「事業者」(undertaking, Unternehmen, enterprises)は、法的形式としていかなるものを包含するかについては、その性質上小規模消費者のじぶんのな除かれるが、ひらく自然人および法人を包含し、さらに法人については、民事会社、商事会社、協同組合、あるいは合名会社、合資会社、株式会社のいがんを問はず、さらに公法人についても第九〇条の規定からもこれを包含するものと解せられている。⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾ また条約第八五条の立法趣旨からば、これらに限定せられず、その意思に基づいて協定に参加し、かつ違反の場合に金銭的制裁に服せしむるに足る法的固体をも包含するのであり、従って從属法上法人格が付与されていないドイツ合名会社、オランダ合資会社、ドイツ未登記社団もこれに入ると解せられる。⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾ またこのような目的解釈によれば、自然人についても、未成年者の行為が、委任の本旨に反する行為か、あるいは代理人と當業主の間の行為であるかについても必ずしも考慮を払う必要がないともせられてくる。⁽⁶⁾ わらに「事業者」が當利事業をなす者に限定せられるかについても見解が

分れており、非営利的経済的活動に従事するすべての自然人および団体、従つて自由職業に従事する者をも包含すると解する立場と、自由職業者は原則として除外せられ、被傭者についてはすべて除外されると解する立場もある。少くとも被傭者については積極的に違法行為に加担した場合のほかは除外することが有力な見解といえよう。⁽⁷⁾なお、運送やおよび農業に関する事業者については、条約第三八条、および第七四条以下に別段の規定があるから、これらが第八五条の事業者に包含せられないことはいうまでもない。

次に、子会社が事業者に該当するか否かの重要な問題がある。子会社が事業者たりうるかについては、事業者の要件として相当の経済的自律性の存在を要求するのが通説であり、これによれば經營方針を独立に決定し得ない子会社と親会社との協定は、第八五条の対象とならないこととなる。⁽⁸⁾この点に関する最初の委員会決定として Christiani & Nielsen 事件一九六九年六月一八日決定がある。⁽⁹⁾これは、デンマークの公共事業会社が、全株保有するオランダ子会社に対し、オランダ地域外における営業を禁止した協定に関するものであるが、委員会はこれにつき第八五条第一項は適用せられないものと判断したが、その理由としては、同条は「制限が加えられる可能性が認められる事業者間の競争が存在することを前提とする。この条件は、二つの事業者が、単にそれぞれ別個の法人格を保持しながら同一分野で活動するだけでは、必ずしも充されるのではなく、この点についての決定的要素は、子会社が親会社の意思とは独立に、現実に独自の活動をなしうるか否かであるが」、委員会は本件の場合子会社にかかる独自の活動能力が認められないと解したことによっている。また Kodak 事件一九七〇年六月三〇日委員会決定も、結論として同条を適用しなかつたものである。これはアメリカの Eastman Kodak 社が EEC 内の子会社に同一販売条件を課したものであるが、適用しない理由としては、かかる親子会社間では指示は存在するが、意思の合致すなむち協定が存

在し得ならんとが強調せられてゐる。⁽²²⁾ 共同体裁判所の、この点における最初の判決となるのは 22/71. Béguelin Import Co. v. G.I. Import-Export S.A. 事件（一九七一年）の判決である。したゞくルギーの Béguelin Import Co. や、ハーナーの子会社である S.A. Béguelin Import Co. に対し、ハーナーにおける日本製ポケットライターや煙草販売権を取扱つたが、その権利は親会社の日本会社との間の未届の協定に基づくものであつたことの事業における、親子会社間の競争の有無に関するものであつたが、判決は「一方が他方に對しかかる經濟的自律性も有しない」の会社間の関係は、子会社と第三者の間になされた排他的権利付与契約の効力を判断するために、考慮に入れねばならない」としたが、理論構成しつゝな、前掲の Christiani & Nielsen 事件委員会決定の立場を踏襲してゐる。⁽²³⁾ その後の国際染料カルテル事件において、48/69 Imperial Chemical Industries V. EC Commission 事件（一九七一年七月一日）判決においても、子会社の行為に関する親会社の責任に關つて「子会社が独立の法人格をもつてゐる事実は、子会社の行為が親会社に帰属するといつて可能性を除去するものではある。子会社が独自の法人格をもつてゐる場合が正しきに對しては、子会社の行為に關する親会社の責任に關つては、親会社の責任に關するものではある。従つて本件の場合、共同行為を行つたのは実は親会社である Imperial Chemical Industries 社である」との判断が示されてゐる。⁽²⁴⁾ また近年論ぜられることが多い、数国に渡る並行特許権や商標権のために設立せられた諸子会社と親会社との關係についての、第八五条の適用の有無に關する 15/74 Centrafarm B.V. and Adriaan de Peijper v. Sterling Drung, Inc. 事件、および 16/74 Centrafarm B.V. and Adriaan de Peijper v. Winthrop B.V. 事件（一九七四年一〇月三一日）共同体裁判所判決においても「第八五条だ」回の事業体 (the same concern) に屬し、かく親会社と從属關係にある事業者相互の協定または共同行為についてだ、ゆつとあるの事業者が經

済的 1 体 (an economic unit) を構成し、從属会社が市場における行動の決定に現実的自由をもたらす、かつ協定または共同行為が単に事業者相互間の内部的業務分担に関するものにすぎないときは「これを適用しない」と判断してもよい。⁽²²⁾ (23)

最後に、商業代理人がひとじごと事業者たうふかの問題がある。この点については、すでに一九六一年一一月二四日付の「商業代理人との間ににおける独占代理商契約に関する通達」《La Communication relative aux Contrats de représentation exclusive conclus avec les représentants de commerce》があり、これは拘束力ある決定ではなく、第八五条に関する運営の指針を示すにすぎないことを付記したものであったが、共同体他の機関においてもその後これと異なる解釈を採用することがなく、今やこの問題についての法的役割を果してゐるものと考えられてゐる。⁽²⁴⁾ 委員会は、共同体地域内の特定の部分につき、特定の本人のためにその営業にて併立をなすことを目的とするか、本人の名により、かつ本人の計算において契約の締結をなすことを目的とするか、もしくはその代理人の名により、本人の計算において契約を締結することを目的とする商事代理契約は、いわゆる条約第八五条第一項に定める禁止規定に抵触しないと解してゐる。⁽²⁵⁾ この二二種の分類は、フランス法における courtier, agent commercial ou représentant mandataire, やつて questionnaire に対応しており、委員会の通達で、「商事代理人の法的地位は、いかれにしても構成国の制定法または判例法により決定せられる」ことを認めてはいるが、国内法上の具体的制度には深く言及することなく、それらの商業代理人の共通の特色は取引の締結に関する補助的役割を當なものにあるとして、かつ条約八五条第一項の適用対象となるか否かの決定的基準は、売買または契約の履行に伴なう金銭上の危険を負担するか否かに求められている。⁽²⁶⁾

- (一) 「ヨーロッパ経済共同体の法」 哲学博士 Hans Smit の著書 Columbia Law School Project on European Legal Institutions, The Law of the European Economic Community, by Hans Smit and Peter Herzog, 1976, Vol. 2, 3—10. “Rules on Competition,” by Principal Contributor, Hans Smit (ヨーロッパ Smit, Commentary ヨーロッパ); Berthold Goldman, European Commercial Law, 1973, P.322 (ヨーロッパ Goldman, EC Law ヨーロッパ); Berthold Goldman, Droit Commercial Européen, 3me ed. 1975, P.263 (ヨーロッパ Goldman, DCE ヨーロッパ) による。
- (二) 國家競「三・二、規制競争の形成と発展」 國際公法大綱新編集第六卷第三回 (ヨーロッパ) による。
- (三) 共同体裁判所判決による。 Goldman, EC Law, P.167 ; Goldman, DCE, P.306. たゞ第八条に該する。 Radio Audizione Italiana: C.J.C.E., 30 avril 1974, Sacchi, Aff. 155/73, Rec., 74, 409.
- (四) Smit, Commentary, 3—91; Goldman, EC Law, P.167.
- (五) 先述(二)によれば、第八条は「規制競争の形成と発展」 deci, du 2 juin 1971 が規定 GEMA による。 Goldman, DCE, P.403.
- (六) Smit, Commentary, 3—92.
- (七) Smit, ibid. 3—93.
- (八) F. Espin, Restrictive Trade Practices, Mergers and Dominant Positions in the EEC, in British Industry and European Law, edited by G. W. Keeton and S.N. Frommel, 1974, P.103; Goldman, EC Law, P.172; Goldman, D.C.E. P.313; Smit, Commentary, 3—96.
- (九) [1969] CMLR D.36.
- (十) Goldman, EC Law, P.172; Campbell, Common Market Law, Vol. 3, P.160; Bellamy, ibid. P.250.
- (十一) [1970] CMLR D.19.
- (十二) Goldman, DCE, P.316; Bellamy, ibid. P. 250, n. 49.
- (十三) Goldman, DCE, P.315. 國家競「規制競争の形成と発展」によると、規制競争の範囲は「規制競争の範囲」 國際公法大綱新編集第八卷第三回 (ヨーロッパ) による。
- (十四) [1972] CMLR 557; P.S.R.F. Mathijssen, A Guide to European Community Law, 1975, P.107; EC Commission, Sixth Report on Competition Policy, April 1977, P.32.
- (十五) [1974] 87 CMLR 480; J.P. Cunningham, The Competition of Law of the EEC, Supplement to Sep. 13, 1975, P.24 3—19A; Hartmut Johannes, Industrial Property and Copyright in European Community Law, 1976, P.84.
- (十六) 「ヨーロッパの規制競争」 第八条に該する。 6/72 Continental Can 裁判 (1978) CMLR 199, 6 and 7/73 Commercial

Solvent 著 (1974) 1 CMLR 309. 第八五条は認するに記載 15/74 Centrafarm v. Sterling Drug 著述たる書籍「総説」(the economic unity theory) によれば委員会が規制約をもつた結果である。EC Commission, 6 th Report, 1977, p.32.

(¹⁷) Goldman, DCE, P.312.

(¹⁸) Announcement on Exclusive Agency Contracts made with Commercial Agent, Dec. 24, 1962, in Bellamy, ibid. P.104, 336;

Re Pittsburgh Corning Europe J.O. 1972 L272/35. (1973) CMLR D.2.

(¹⁹) European Sugar Cartel 著述が規制約をもつた結果、代理人が事業権をもつた結果、輸入の増加が課税の対象となる決議がなされた。[1973] CMLR D.65; J.P. Cunningham, ibid. p.18.

次に「構成国間の貿易に影響を及ぼす規定」(which may affect trade between Member States; welche den Handel zwischen Mitgliedstaaten zu beeinträchtigen geeignet sind; qui sont susceptibles d'affecter le commerce entre Etats membres) は、第八五条第一項の適用のための二〇条の「やむを得ず」から内容の異なる用語がふたつかれており、原文の二〇条の二十一項の「やむを得ず」は、条約発効直後から競争の対象となつた表現である。⁽¹⁾ その第一の立場である中立的解釈《Interprétation neutre》は、客観的に構成国間の貿易に変化が生じるか否かを意味するものである。ところ、第一の立場による評価的解釈《Interprétation péjorative》は、その変化が有害であるとき、例えば、市場分離や通商による国家間の関税壁に代わって企業の合意による障壁が実現してくる場合、それがより貿易量が減少する場合、則該商品価格が一国で人為的に騰貴せられた場合、あるいは一国における消費者が、他国の产品を入手するしが困難といった場合のみ、第八五条第一項が適用せられるに至るのである。英語およびフランス語の to affect, affecter は中立的表現であるのに對し、オランダ語の ongunstig beïnvloeden は有害性を最も強く表現するタリヤ語の pregiudicare やタリヤ語の beeinträchtigen は比較するに語調が強くなる傾向があるが、この二つについても後に触る。好みの言葉を用いるに於ける影響は、評価的解釈に有利な表現を示す。

11

EC委員会の見解は、最初の一九六四年九月三〇日 Grundig-Consten 決定、一九六五年七月八日 DRU-Blondel 決定、一九六五年九月一七日 Hummel - Isbecque 決定、一九六五年十一月一七日 Jallatte 決定において一貫して立的解釈を採用すると共に、アメリカ Sherman Act における州際通商規定と同様、立法管轄に関するものとした。これに対し共同体裁判所は、前述の Grundig-Consten 決定に対する上訴事件の判決以前は、一九六五年十一月七日（ペリ控訴院判決の上訴）に関する 56/65 La Technique Minière v. Maschinenbau Ulm G.m.b.H. (the Ulm case) 事件、一九六六年六月三〇日判決において、その判断を示すことを余儀なくされたのであるが、むしろ「事案」（Grundig 事件と類似のドイツ会社のフランス会社に対する独占販売権付与契約に関する「問題となる協定」）は、その客観的な法的および事実的因素を考慮する場合、それが直接あることは間接、かつ現実的あることは潜在的に構成国間の正常な貿易に影響を与えることが合理的に予見し得る程度に達するものである」、「……そのためにも「特に、それが構成国間において特定の商品の市場分割を可能ならしめ、それにより条約の希求する経済的相互浸透の実現を困難ならしめるかを知ることが必要である」として、評価的解釈を採用したり、更に 56 and 58/64 Gründig & Consten v. EC Commission 事件（一九六六年七月三〇日判決）では、Ulm 判決よりも明白に「貿易に影響を及ぼす」という語句が、協定に対する国内立法管轄と共同体立法管轄の配分基準だることを認めながら、これに加えて「特に、協定が、直接あるいは間接に、若しくは現実的にあることは潜在的に、構成国間の貿易の自由に対して、構成国間の単一市場の目的達成を損なう方向に影響を及ぼすか否かを知ることが必要である」こと（⁽¹⁾）を加え、この理論がその後の 5/69 Völk v. Verfaercke 事件（一九六九年七月九日判決、⁽²⁾ 1/71 S.A. Cadillon V. Firma Höss Maschinenbau K.G. 事件（一九七一年五月六日判決）においても踏襲せられた（⁽³⁾）。委員会決定も、一九六八年一一月六

III Cobelaz 権利決定以後、表現は抑止騒ぎ⁽¹⁾、LTM 判決⁽²⁾も Grundig 判決⁽³⁾と基本的立場を採用す
る判例⁽⁴⁾である。⁽⁵⁾

- (1) Goldman, EC Law, P.152; Goldman, D.C.E., P.274; A. Parry and S. Hardy, EEC Law, 1973, P.282.
- (2) 選考 輯・「禁錮」 1 大八〇四
- (3) Smit, Commentary, 3-101.
- (4) (1966) CMLR 357; A. Parry, ibid. P.283
- (5) (1966) CMLR 418; Smit, Commentary, 3-102.
- (6) (1969) CMLR 273; Campbell, Common Market Law, V.3, 1973, P.142.
- (7) (1971) CMLR 420; Campbell, ibid. P.142.
- (8) Smit, Commentary, 3-103.
- (9) Goldman, D.C. E., P.278 は憲法の禁錮権限。
- (10) たおじの「禁錮」觀念が「區區法廷における共同体法の適用問題の実現」を図る上からも理解だ。第六条に關してドバードが、共同体裁判所による 6 and 7/73 Istituto Chemoterapica SPA-Commercial Solvents Corp (Zoja) 事件(一九七四年)の判決に於て再び意識される。⁽¹⁾ Goldman, D.C.E., P.282.

EEC 独占禁止法

III 政事的規定 第八五条第一項は「本條の規定に基いて禁止されたる協定又は決定は、当然無効とする」 (Any agreements or decisions prohibited pursuant to this Article shall be automatically void; Die nach diesem Artikel verbotenen Vereinbarung oder Beschlüsse sind nichtig; Les accords ou décisions interdits en vertu du présent article sont nuls de plein droit) である。本質が、判断の協定として構成国独禁法上からなる政事的効果が叶はず
やむを得ぬかにかかわらず、共同体独禁政策の目的実現のため、共同体法の見地から政事的効力を認めないことを明
示するものであるが、政事的効果にて共同体裁判所に管轄が認められる場合を除けば、もうひとつの構成国政事裁

判所に対する拘束としての意味をもつ。⁽⁴⁾ ただその無効の具体的な内容は、条約上明白でなく、また第八五条違反が不法行為を構成するかについても規定を持たないなど解釈上問題の多い規定である。⁽⁵⁾

(イ) 契約無効 無効の観念は、各構成国法により内容が異なりうるが、共同体法としての本項の無効は、絶対的無効を意味する。すなわち、無効を抗弁として主張するために、予め無効確認の判断を必要とせず、また何人も無効を主張し得るのであり、裁判所が職権に基づいて適用すべき無効規定である。更にかかる無効性は、条約第八五条第一項の禁止規定の適用時点において既に発生しており、また追認を以て有効ならしめ得ないほか、禁反言の法理も適用されず、理事会規則が民事的効果についての時効に関する規定を設けない限り、時効の援用による利益を受けない。⁽⁶⁾

次に第八五条第一項の禁止に抵触する事項が一部包含せられている場合、その協定全部が無効となるかの問題は、第一項と第二項の表現を単純に結び付けるときは、全部無効と解する理論も成り立ち得ないではないが、共同体裁判所は、*56 and 58/64 Consten & Grundig v. Commission* 事件一九六六年七月一三日判決において、委員会が原決定において、第八五条第一項の禁止に抵触しない部分が残余の部分より分離し得ないか否かを問うことなく、全契約を違法としたことを理由として、その点に關する原決定を取消しており、Grundig事件と類似の事案である*56/65, Société Technique Minière v. Machinenbau Ulm* 事件一九六六年六月三〇日判決においても、第八五条第一項の無効は「禁止に抵触する部分に關してのみ生じるにすぎないが、その部分が協定の他の部分から分離し得ないと考えられる場合には全協定が無効となる」として部分無効の立場を採用している。⁽⁷⁾ しかし、この場合、どの部分が分離可能かについては、構成国の実情では、国内法により判断すべきであるとするのが有力説と解せられ、その根拠の一として論掲 *Ulm* 事件における「共同体法は協定の違反でない部分については適用されない。何故なら、条約がその部

分には適用されないからである」との表現が引用される場合もある。ただこれについては、条約第八五条第一項の無効も条約規定である以上統一的に判断されるべき要請をもつのであり、前掲 UIm 判決も、分離しうるか否かについては共同体法により、その結果、契約の有効部分が独立の効力をもつことが確定された場合、その効果は構成国の国内法によることを意味すると理解することも可能であり、結論として分離可能性は共同体法によるべしとする有力な主張のあることも無視すべきではない。⁽¹⁾

(2) 損害賠償 条約第八五条の目的が、単に当事者間の競争維持を計るだけでなく、不当な競争制限が存在しないことによる第三者の利益維持をも意図していると解する場合には、共同体機関および契約当事者以外の第三者も、差し止め請求および損害賠償請求が認められることとなる。しかし、この点については、第八五条違反による不法行為の訴が認められるか否かの問題は、各構成国の国際私法により定まる準拠国内法によるとするのが現在の通説である。⁽²⁾これに対し、通説による時は、例えばドイツ法が準拠法となる場合、損害賠償が認容されるか否かは、第八五条が單に一般的公益を保護することとなるのか、ドイツ民法第八二三條第二項にいう Schutznorm であるかの判断によることとなり、第八五条の法的性質につき構成国により異なった解釈が生じるから、この問題は共同体法としての統一的解釈によるべしとする主張もある。しかし、後説も、損害賠償の可能性、あるいは仮処分の許容性などについては、構成国の法に共通な一般原則（条約二一五条参照）により、共同体法の内容を構成しようとするものである。⁽³⁾また、委員会決定が未定の場合には、国内裁判所は損害賠償請求事件に関する判決を下すことを延期すべきか、あるいは延期しうるかについては、後述の Haecht I 事件も明確な判断を示していないが、この場合も委員会決定と深い関係をもつことからすれば、契約無効の場合と同様に解すべきものであろう。⁽⁴⁾

(一) A. Parry and S. Hardy, *ibid.* P.291; D. Lasok, and J. W. Bridge, *Introduction to the Law and Institutions of the European Communities*, 1973, P.276; Christopher Bellamy and Graham D. Child, *Common Market Law of Competition*, 1973, P.401; Gold-

man, *ECL Law*, 1973, P.278; K. Lipstein, *The Law of the European Economic Community*, 1974, p.220; Clive M. Schmitthoff, *The Export Trade*, 1975, P. 195; Mathiesen, *EC Law*, 2ed., 1975, pp.103—105; J. P. Cunningham, *ibid.* Supplement, 1975, P.31; Smit & Herzog, *The Law of the EEC*, vol.2, 1976, 3—134; Goldman, DCE, 1975, P.457; E. J. Westmäcker, *Europäisches Wettbewerbsrecht*, 1974, ss. 263, 572; Christian Runge, *Einführung in das Recht der Europäischen Gemeinschaften*, 2. Auf., 1975, S. 97.

(二) 共同体司法裁判所^レ〔ヨーロッパ・チャーチ・チャーチ・審議会〕、「國際組織法」(亞瑟)(監川長) 111—110頁以下、大木雅次「ヨーロッパ・共同体司法裁判所—^レの構成と機関」(丁丁)、ハラベト「第二回判事選出第1回判事、被審議」・筒井和水「國際組織法」(留國〇) 111—110頁以下、金田尚「

「歐洲共同体裁判所論」名古屋学院大論集九期、同「歐洲共同体裁判所再編」同「四回」、黒神鶴「歐洲石炭鉄鋼共同体司法裁判所規定と開拓^レ議定書」愛知学院大論叢一四—11、西村「ヨーロッパ・共同体裁判所論」西南学院大論集五—11—四、高野雄一「國際組織法」(新報) (留國〇)

五—17頁以下、黒神「歐洲共同体裁判所訴訟手続規則」(丁丁)愛知学院大論叢一九—11—三、110—1など豊富な文献を傳^レ。

(三) 共同体裁判所の民事事件に関する管轄^レについては、岡本善八「國際私法事件における歐洲共同体裁判所判決の効果」(同志社大学人文科学系研究室・社会科学第110期・留用1) 110頁以下。

(4) 独裁法違反の民事効果と闇やく訴訟事件が、各種成因の専属管轄^レ屬於の延び^レだ。 Goldman, DCE, P.457. 損害賠償請求事件^レとして、第八条違反に関するものであるが、12/7/73 SABAM 事件判決は、その管轄は国内裁判所に屬するところ。 Cunningham, *Supplement* 1975, P.32.

(5) 条約の直接適用性^レではないが、当事者^レ「歐洲共同体法の直接適用性」(丁丁)立命館法学1—11期—1—117期(留用1) 110頁以下、1179頁以下、西村「ヨーロッパ・共同体法と国内法との關係」法政研究三四年四期(「留用1」) 118—119頁^レ参考。

なお共同体裁判所が、一九七六年に扱った事件は一二六件、そのうち判決が下されたのは一一二件、留め置かれたのは一三件である。独裁規定に觸れるものだ、あるいは新事件六件、判決が下されたのは一一件、判決が下されたのは一二件である。別の角度より条数を基準とした場合、一十七終事件だ、訴訟事件総数は一七件、判決が下されたのは一六件、判決が下されたのは三件四件である。 EC Commission, Tenth General Report on the Activities of the European Communities, Feb. 1977, P.366.

(6) Smit, *Commentary*, 3—134, 85-32.

(7) 独裁法上の争議やむだ罰金の執行^レの陸海空運送^レを規定する Regulation No.2988/74 of Nov. 26, 1974 は、第八十五回第11項^レを闇やくの陸海空運送^レを規定する効規定を設けている。

- (8) Smit, Commentary 3-135.
- (9) Goldman, DCE, P.457; Goldman, EC Law, P.242.
- (10) エム、22/71. Béguelin 事件一九七一年一一月一一日判決は、条約第八五条第一項の無効が全臨定に及んで解してしまふと読めるが、その真意は判例の変更を意味するものでなく、先例を失念したあと解れてしまう。Smit, Commentary, 3-137.
- (11) Smit, ibid., 3-139 など。高津幸一・「独禁法違反の契約の効力〔ハニバート回二二回〕」――回。
- (12) Goldman, DCE, P.459. ハニバートなど、同上 BGH April 14.1959, 30 BGHZ 74,99 Wu W 740 (1959).
- (13) エムの補足的根拠として、19/65 理事会規則、22/1/71 慎重会議記録第四条第二項によれば、損害賠償請求訴訟に関する規定が設けられ、理事会、委員会が共に、共同体法の問題として扱つてよいことが挙げられてゐる。Smit, Commentary, 3-144.
- (14) Goldman, DCE, P.456.

III 無効の遡及効

第八五条第一項による無効が、いかなる時点から生じるかについては、この効果も原則としては、第八五条第一項に定める行政法的禁止の時間的効力と一致するとせられるが、民事的には部分無効事項の排除、あるいは転換の法理により修正せられた契約が有効となる場合も、規則第一七号による罰金が科せられるこより理論的に可能であり、また19/65 理事会規則第四条第三項、2821/71 委員会規則第四条第三項に定めることべく、行政的には第八五条第一項の適用が免除される場合も、「規則第四条第一項に基づき採られる処置については、規則第一条に基く包括免除の施行の際に、既に係属する訴訟においてはこれを主張することを得ず、また第三者に対する損害賠償の請求の基礎として援用することは許されない」として、民事上は適法性が認められない場合も生じつつある。

右のじと行政的違法と民事的無効の一貫性の問題のはなし、48/72 Brasserie de Haecht v. Wilkin (No.2) 車

件一九七三年一月六日判決により、再び注目を引くに至った問題として、民事事件において、構成国裁判所はいつでも遡及的に無効の判決を下しうるかという問題がある。ただこの点の検討に当っては、これと不可分の問題である共同体独裁法における届出制度を概観しておくことが必要であろう。共同体条約は、条約本文の中では、競争制限協定などの届出に関する規定を設けなかつたが、条約第八七条を根拠とする、第一七号理事会規則「条約第八五条および第八六条の施行のための第一規則」（一九六二年三月一三日施行）（以下「七号規則」という）は、⁽¹⁾条約第八五条第三項による免除を求めるためには、一九六二年三月一三日において既に存在する協定（いわゆる旧協定）などについては、同規則第五条により一九六二年一月一日までに届出をなすべきものとし、参加する事業者が二にとどまるものについては、一九六三年一月一日までになせば足りるとした。⁽²⁾また同規則第四条は、一九六二年三月一三日以後に締結せられた協定（いわゆる新協定）などについても届出を要するとしたが、これについては期限を明示していない。この場合はその協定の発効までに届出を義務付けているものと解せられることとなる。最後に、第四条第二項および第五条第二項は、新旧いずれの協定についても、重要な競争制限をもたらさない協定などについては届出義務を免除している。ただこの最後の協定も届出をなすことは妨げないとせられており、この場合旧協定については一九六七年一月一日までに届出がなされているときは、⁽³⁾第七条第二項の規定により、当事者の任意的排除措置に伴なう、違反期間認定の短縮化の利益を受けることとなる。

右に述べた届出がなされていない場合は、届出免除が認められている第四条第二項および第五条第一項の場合は別として、いかなる協定についても、条約第八五条第三項にいう免除は与えられない。また免除の効力についても、第一七号規則第六条は、委員会が、いわゆる新協定の免除の決定に際し、その効力を遡及せしめうることを認めるが、

この場合も届出の日以前には遡及せしめ得ないとして限定的遡及効を認めるにすぎない。これは前述のとく、新協定についてでは、本来当事者間で効力が生じる前に届出をなすべしものとの立場に立つことによるものであり、先に述べた新旧二つの協定についてても届出のないものに第八五条による免除を与えないのは、当事者みづから免除の機会を放棄しているものと考えられているからであるが、これらも届出懈怠に重要な不利益を課していくこととなる。ただし第六条第一項は、第四条第二項および第五条第一項で定める、届出が免除される協定、ならびに旧協定にして所定期間内に届出がなされたる協定の三者については、免除の遡及効について前述のような制限を課していない。前二者については本来届出強制がなされていないこと、後者については既得権保護を考慮するものである。届出は、罰金についても当事者に若干の利益を与えており、第一七号規則第一五条第二項には、届出が第五条第一項および第七条第一項に定める期間内になされたる限り、届出の後に委員会の決定に先立つてなされた行為、ならびに旧協定についても届出以前になされた行為についても適用されないことを原則とする旨定めている。

条約第八五条第一項に關する共同体裁判所の諸判例は、右に述べた第一七号規則の届出の効力との關係において民事的効力を判断している。独禁法の民事無効に關する最初の事件であると共に、条約第一七七条に關する最初の事件でもある、*13/61, Kledingverkoopbedrijf de Genus en Uitdenbogerd v. Robert Bosch G. m. b. H (the Bosch case)* 事件一九六二年四月六日判決は、第一七号規則施行後数週間経過の時点やなされた判決としての意味においても注目に値するが、事案は、ドイツの家電メーカー Bosch 有限会社が、一九〇〇年以来オランダ Van Rijn よりオランダからの再輸出禁止条項を含むオランダにおける自社製品の独占販売契約を締結していたが、オランダの会社 De Geus が、一九五〇年より一九六〇年にかけて、ドイツにおける Bosch 製品の独占販売店より Bosch 製の電

氣冷蔵庫を輸入したのに対し、Bosch やおよび Rijn が Geus に対し、その行為の違法の確認および輸入の禁止を求める訴をオランダのロッテルダム地裁に提訴し、これに対し被告は Rosch—Rijn の協定が条約第八五条違反である旨を主張したが、原告が勝訴したため、被告会社がハーグ控訴院に上訴し、同院が条約一七七条により共同体裁判所の判断を求めた、というものである。⁽⁴⁾ 届出義務あるいわゆる旧協定に関するもので届出がなされていない場合であるが、同判决は、判示事項第一の中でも、第一七号規則施行前においては、協定が条約第八五条第一項に抵触する場合も、同条第二項は、第八八条により構成国管轄機関が第八五条第一項違反を明示的に宣言する場合、あるいは第八九条第二項により委員会が違反と判断する積極的行為がある場合に限り適用せられるのであり、かかる積極的行為がなければ有効であるとし、判示事項第一では、第一七条規則の施行後は、旧協定については、所定の期間内に届出がなされた協定および届出免除が認められている協定は、委員会または構成国管轄機関が違法と判断するまでは有効であるとし、判示事項第三は、第八五条第一項に抵触する旧協定については、それが第一七号規則第五条第二項に該当せず、かつ所定の届出がなされていないときは、同規則の発効のときから無効となる、としている。この判决は、いわゆる暫定的有効（provisionally valid）の觀念を採用した点で重要な意義をもつが、これに関連して、なお、暫定的有効性とは何を意味するか、届出がなされた旧協定と届出が免除されている旧協定の効力の間には何らかの差異があるのか、本判决は、その性質上旧協定についてのみ言及するが、新協定についても届出済みおよび届出免除の協定は暫定的有効と解すべきか、その一についてのみ届出がなされた標準方式契約の場合の届出の効力の範囲、旧協定につく届出のない場合一九六一年三月一三日で無効となるとすることが取引の安全を損わないかなど、各種の問題を新たに提起することとなつた。⁽⁵⁾

次に届出義務ある田協定である、かつ届出済みの場合に關するのをつて 10／69, Portelange v. Smith Corona Merchant International 事件一九六九年七月九日判決がある。⁽⁶⁾ これは、一九六一年七月一日 Smith 社は Portelange 社との間で「ギヤードおよびルクセンブルグにおける計算機についての独占販売契約を締結し、その後一九六一年三月三日以後に、電子複写機もこれに包含せられる旨の口頭の合意がなされた。 Smith 社は、そのうち電子複写機に関する部分にて、九〇日間の猶予期間を以て契約を破棄すべく旨を一九六六年一〇月六日と通告したので Portelange は、同協定は第八五条第一項に抵触するが、所定の届出を完了してから暫定的に有効なものとして、プリッセル商事裁判所に損害賠償の訴を提起し、同裁判所が条約第一七七条により共同体裁判所の判断を求めたものである。この Portelange 判決は、Bosch 判決に比較すると、暫定的有効についてより多く論じてゐる點が、⁽⁷⁾ 同判決は、電子複写機に關する協定をも届出ずみると看做しうるか否かについては、言及していないが、「第八五条第一項に抵触するが、第一七号規則により適法に届出がなされた協定は委員会が第八五条第三項および回規則による決定をなすまでは、完全に (fully) 有効である」として暫定的有効性に關する各種の解釈上の疑義を一掃したが、これに加えて、委員会が、第一七号規則第一五条第六項に従がい、当事者に対し、予備的審査の結果当該協定については、第八五条第三項による適用免除が得られない可能性が強い旨を通知したとおぼえ、当事者等との通知のときから、自己の危険において (à leurs propres risque; at their peril) その契約を履行することとなるものとせられた。委員会の第八五条第三項、あるは規則第一五条第六項の決定により、遡及的に無効となるか否かについては、同判決は明示していないが、有力な見解によると、同判決は決定の時から将来に向ひて無効となることを意味していると解せられてゐる。⁽⁸⁾ この問題につき明確な判断が示されたのは、後述の 48／72, Brasserie de Haecht (No.2) 事件判

決であることは、うがひやうな。^(a)

旧協定で届出免除が認められていたものに關するものとして、43/69, Brauerei Bilger Söhne GmbH v. Jehl 事件一九七〇年三月一八日判決がある。これは一九五〇年に酒造業者 Bilger 社が、煙燭を經營する Jehle の題五一五年間に及ぶ自社のビールの排他的供給ならびに経営資金貸付契約を締結したが、一九六二年以後者が他社のユールの購入ならびに販売をするに至ったために、カールスルーエ裁判所に提訴したものであるが、移送を受けた上級裁判所が共同体裁判所に第一七七条による手続を採るに至つたものである。共同体裁判所は、判示事項第一として、
加盟国内における当該契約は、第一七号規則第四条第一項一号に規定されている構成国間の輸出にも輸入にも関係をもたない契約である。従つて届出を必要としない。判示事項第二として、届出の必要がなく、かつ届出がなされてい
ない契約は、その無効が確定されない限り完全に有効である、と判断した。しかしこの判決の重要な点は、それに加
えて「締結の時が、一九六一年三月一三日以前であると以後であるとを問わず、規則第一七号により届出が免除せら
れている協定は、後に条約第八五一条第一項および第二項に該当することが確定せられる場合も、遡及的に (retroact-
ively) 無効となるものではない」として、遡及効の問題を意識的に取り扱い、少なくとも届出義務が免除されてい
るものについては、新旧二つの協定についても将来に向つて効力を失うにすぎないとして、取引の安全を考慮した
点である。^(b)

わらに標準方式による新協定について、その先行する旧協定と競制し、届出義務ある協定の暫定的効力につき、届出
やむの、同種の先行の旧協定と同一の効力を持つと解すべきものとする。1/70, Parfums Marcel Rochas Vertriebs-
GmbH v. Bitisch 事件一九七〇年六月三〇日判決がある。^(c) ハンブルクの Rochas 社は、マレルの Parfum Marcel

Rochas VertriebsG.m.b.H は、Saint-Roch 社が、Marcel Rochas の商標を付した香水の独占販売権を付与する契約を一九六三年三月一日に締結したが、この際フランスの Rochas 社は、これに先立ち同社がフランスにおける小売業者との間に締結した標準方式の旧協定についてのみ、既に一九六三年一月二〇日を基準としての届出をもせざつた。その後フランスの Rochas 社は、新たに一九六四年六月一日に新規の Saint-Roch 社との間に輸出禁止事項を含む前掲の標準方式による契約を締結したが、後日 Saint-Roch 社は、ハノーヴァーの Saint-Roch 社が義務に反して Bitsch 社に対して輸出しているのを発見し、Bitsch 社に対して、同社が Saint-Roch 社の義務違反行為に基づいて当該商品を入手していることを理由に、販売停止を求める訴をフライブルク州裁判所に提起し、Bitsch の控訴によりカールスルーエ上級裁判所が条約一七七条による手続を探った事件である。これにつき、共同体裁判所は、判示事項第一として、第八五条第一項に抵触する新協定は、その内容が、先に締結された適法に届出がなされたる旧協定と同一であるときは、先の協定と同じ暫定的効力を有するところ、判示事項第二では、二社間で締結せられ、委員会規則第二七号に付加された様式Bの第二類に該当する標準契約 (a standard contract) として適法に届出がなされたる旧協定は、それが同種の並行的契約の一部であるところ、規則第五九号第一条による改正された規則第一七号第五条で定める「事業者間の協定とみなされね」としてある。⁽²²⁾ 後に締結された新標準契約につき、同種の旧標準契約において既に生じている暫定的有效性を拡張したことを意味する。

新協定で届出義務があるが届出がなされていない協定に関するものについては、22/TI, Béguelin Import Co. v. S. A. G. L. Import Export 事件一九七一年一月二二日判決がある。⁽²³⁾ 日本の大沢商会がベルギーの Béguelin Import 社と日本製ショートペイパーのフランスにおける独占販売権を付与したが、この協定は未届けのおおじ、報

本公司であるペルギー Béguelin との協定による権利に基いて、フランスの子会社である Béguelin Import 社に フランスにだけ想定販売権を与えた。しかるに、フランスの G.L. Import Export 社が、一九六九年にデインで 同種の販売権を持った Marbach 社より一万八千個のライターをフランスに輸入したため、フランスの Béguelin 社 が、G.L. Import Export 社に対し、ニース商事裁判所に輸入差止めならびに損害賠償請求の訴を提起し、同裁判所 が条約第一七七条による手続を求めた事件である。この判決は、前述のじとく親子会社に関する重要な判断を示してゐるが、新協定にして届出を懈怠した典型的な場合について、当然のことながら、第八五条第一項にいう無効は絶対 的性格を有することを明確に認めたわけである。

以上において、Bosch, Portelange, Bilger, Rochas, Béguelin の諸判例を概観したのであるが、Bosch, Portel- ange, は旧協定に関するもの、Bilger は、新旧のいかんを問わず、届出が免除されてくる協定に関するもの、Rochas は新標準契約に旧標準契約の暫定的有効性を拡張せるもの、Béguelin は、新協定にして届出義務に違反したもののや ある。それらを通じて明らかになった判例の態度は、(1)旧協定のうち、(1)届出の必要があり、届出がなされているものは、第一七号規則の発効と共に無効となり、(2)届出の必要があり、所定の期間に届出がなされているものは、第八五条第三項を適用しない旨の決定がなされるまでは完全に有効であるが、不適用の決定がなれる時は、当事者はそ の時から自己の危険によって協定を履行することとなり、(3)届出の必要がなく、届出がなされていないものは無効が 確定せられていない限り完全に有効であり、無効が確定する場合も過及効をもたないものとせられ、(2)新協定につい ては、(1)届出の必要があり、届出がなされていないものは絶対的に無効であり、(2)届出の必要がなく、届出がなされ てないものは無効が確定せられていない限り完全に有効であり、無効が確定する場合も過及効をもたない」という

立場である。右の立場の特色の一として少なくとも届出がなされたいない場合は、取引安全が考慮せられていないことは、注目すべき点であると言えよう。

右のじみ共同体裁判所の判例は、従来の判例を全く無視して認識論的なものが可能となつたこれが評やられる新判決により根本的修正を受けるに至つた。*48/72, S.A. Brasserie de Haecht v. Wilkin & Janssen* 事件一九七三年一月六日判決である。これに先立つてわざわざ第一 Haecht 事件、*23/67, S.A. Brasserie de Haecht v. Wilkin & Janssen* 事件一九六七年一一月一一日判決で示された事実は、次のやうなものであった。一九六四年に、ベルギーの Brasserie 社が Esnex の飲食店の共有者である Wilkin—Janssen に総額五万一千フランを貸し付け、その条件として、後者は、個人的あることは商業上必要とするビルの他の飲料すべてを販売する。前者より供給を受けぬ旨の契約を締結したが、その拘束条件は最低三年かの債務弁済後二年間効力をもつたとされていた。しかるに後者が他社のビルを購入するに至つたため、Haecht が一九六六年九月九日リヨーヌ商事裁判所に、貸付金の返済および損害賠償を求める訴を提起したが、これに対し被告が同契約は条約第八五条第一項に抵触する旨を主張したため、同裁判所が共同体裁判所に対し、条約第一七七条に基づき判断を求めたものである。共同体裁判所は、この第一 Haecht 事件において、独占販売契約は、常に第八五条第一項に違反となるものではないが「同契約が第八五条第一項に違反するか否かを判断するためには、それに関連する要素、すなわち、それが競争を妨害し、制限し、あるいは歪曲する効果をもたらすかどうかの、事実的あるいは法律的な諸状況から切り離して、考慮すべくではない。さらに、その目的のためには、同種の契約により全体として販売の自由を制限するものである限り、同種の契約の併存の事実を考慮に入れることができる」⁽¹⁵⁾とした。しかしリヨーヌ商事裁判所は、この共同体裁判所の判決から、具体的な事件について

ての即時の解決基準を見出すことに困難を感じたためであろうか、その後直ちに判決を下すことをしなかった。しかるに Haecht 社は、前掲事件の未解決の状態が継続している中で、一九六九年一月二三日に、委員会に対し、前掲事件におけると同一の内容の標準契約の届出をなし、この届出は規則第一七七号第九条第三項にいう委員会による審査手続の開始を意味するものであり、同委員会による第八五条違反の決定がない限り、当該契約は暫定的効力を有する旨の主張を行なった。そこでリヨージュ商事裁判所が、再び規則第一七七条により共同体裁判所に対し、いわゆる先行判決を求めたのが、この第一 Haecht 事件である。リヨージュ商事裁判所が、(1) 規則第一七七号第二条、第三条および第六条で定める手続については、条約非該当確認の申請 (negative clearance) または、第八五条第三項の適用を求める申請が受理されたときに開始されたものと看做すべきか否か。(2) 一九六八年に締結された標準方式の契約の届出は、一九六三年に締結された類似の契約の届出と看做されるか。(3) 届出が免除されている協定の無効の効力は、当事者の一方が協定はすでにそのとおりから無効であると主張する日から生じるのか、あるいは無効を認める委員会の決定、または共同体裁判所判決の日までは生じないか」の諸点につき、先行判決を求めたのに対し、共同体裁判所は、判示事項第一において「条約非該当確認の申請または条約第八五条第三項の適用免除を得るための、届出の申請の受理のみで、規則第一七七号の第二条、第三条および第六条で定める手続が開始されたものと解すべきでない。判示事項第一においては「標準方式」の契約は、その一の契約につき適法な届出がなされたときは、これに先立つ契約をも含めて、その事業者による同種の内容をもつすべての協定の届出と看做される」とし、さらに判示事項第三では「条約第八五条第一項で定める無効は廻り的効果をもつ」とされた。

共同体裁判所は、この結論を導びくにつき、判決において次のような見解を述べている。「条約第八五条第一項の定

める禁止については、同条第三項に定める委員会の適用除外をなし得る権限の存在により制約が加えられているが、
 条約発効前または規則第一七号施行前における協定および決定に関する第八五条第二項の効力に関しては、何らの時
 際的制限規定は設けられていない。この明文規定が存しないことは、第八七条の規定による規則または命令に基づい
 て委員会が権限を行使しうるほかに、各国裁判所が第八五条第二項の直接適用性に基づいて、無効の効果を伴なう協
 定および決定について権限を行使しうることを考慮するときには、そこには非解説すべき疑義多い問題点をもたらし
 ていることとなる。第八五条第一項には、各事件の個別的状況に応じて処理するに必要な弾力性が与えられているが、
 これに対し重大な禁止違反行為に対し、かなりの厳格な制裁を課している第二項の場合は、これが裁判所に對してそ
 のような個別的状況に応じた弾力性をもつて、その権限を行使しうることを容認していると解すべきではない。規則
 第一七号は、委員会の権限を規定するにつき、特に第七条においては、委員会が法的安全の一般原則の考慮をなしう
 る旨を定めてはいるが、その規定により一事実、委員会にはそのような権限はないのであるが一特に第八五条第二項
 の効果は修正せられていると解すべきことはならない。逆に同規則第一条においては、条約第八五条第一項で定め
 る協定、決定および共同行為は、同則第六条、第七条および第二三條を唯一の例外として、何らの事前の決定を要せ
 ずして禁止せられるべき旨の明文規定を有している。従つて第八五条第二項の適用が、上述の法的安全の一般原則と
 いかなる関係におかれているかを（合理的一般的規準を通じて・岡本注）決定することは、ただ各構成国国内裁判所にのみ委ねられることとなる。

このような合理的規準を各国裁判所が見出すためには、第八五条第二項の適用のためには、規則第一七号による、
 条約第八五条についての執行規定の施行の時に存在した協定および決定—旧協定—と、その時以後なされた協定およ

び決定—新協定—とを区別することが必要である。旧協定に関しては、各國裁判所は、契約に関する法的安全性からして、特に規則第一七号に従がい届出がなされている協定については、委員会が同規則に基づき決定を下すまでは無効の判断を下すべきでない。新協定に関しては、規則の意味するところは、委員会が未だ判断を示さない場合は、協定は当事者の危険においてのみ実行せられるとするにあると推測せられるので、規則第一七号第四条第一項による届出は、停止的効力を伴わないこととなる。法的安定の原則の見地からは、第八五条の適用については、委員会の権限の行使にあたり、時にはかなりの遅滞が生じることに注意を払う必要はあるが、このことにより、無効を主張する当事者に対して判断を与えるべき各國裁判所の義務を免除させるものと解すべきではない。かかる場合、各國裁判所は、みづから、その協定が競争の自由な状態または構成国間の貿易に顕著な影響をもたらさないと判断しうるか、あるいは、条約第八五条に反しないと判断しうる場合を除き、当事者に委員会の意見を求める機会を与えるためにその訴訟手続を中止すべき理由ありとすべきか否かについては、その裁判所は、条約第一七七条の手続を探りうることは格別として、みづからこれを決定することとなる。

右の理論は、特に規則第四条で定める、届出を必要とする協定に関するものであるが、届出が免除せられている協定についても、届出の免除はその協定が一般的には共同体の正常な活動に対する有害の程度が低いことを示すものではあるが、未だ最終的な適法性の判断を得ているものではない以上、「その理論が均しく適用されることとなる」との立場を示した。

右のごとく第II Haecht 事件において採用された理論は、旧協定については、ともかく適法の届出がなされている限り、協定よりも後に共同体規則が制定せられたことを考慮し、取引安全の見地から、委員会の判断があるまでは国

内裁判所は無効の判断をなし得ないとする暫定的有効性を認め、暫定的有効を廃し得る権限は原則として委員会のみに属するとした。後に委員会が違法と判断した場合に遡及的に無効となるかについては、なお議論の余地にあろうが、判決の趣旨はこの場合も遡及効を認めるものと解せられているようである。⁽⁵⁾これに対し、新協定については当事者に無効の危険を負担せしめるもその期待に反するものではないから、かかる暫定的有効性は認められず、条約第八五条第三項による免除、あるいは規則第一七号第七条による委員会の補正措置ある場合は別として、届出義務あるものであると否とを問わず、当事者は自らの危険の下で行動することとなり、後日適用免除が認められない場合は、構成国裁判所は、遡及的無効、すなわち協定締結の時から無効なものと判断せざるを得ないのであり、各国内裁判所に対する委員会決定の優位性が認められてゐることとなる。

なお右の第一回 Haecht 事件において、新協定については委員会の決定以前においても国内裁判所が判決を下してゐることを認めたのであるが、この点についての後の 127/73, Belgische Radio en Televisie v. Societe Belge des Auteurs, Compositeurs et Editeurs (SABAM case) 事件⁽⁶⁾一九七四年一月三〇日判決において、規則第一七号第九条に關してやむなく⁽⁷⁾重要な判断をしてゐる。これは、ベルギーの BRT および、ベルギー著作者作曲者出版者協会 (SABAM) が、Fonior 会社に対し、作曲家により両者に譲渡された著作権に基づき、被告会社の歌曲のテープ複製を禁止することを求める訴を、ベルギー・ブリュッセル裁判所に提起したものであるが、これについて SABAM のような構成国の一で著作権について事实上独占的に支配している団体が無差別にすべての著作権の譲渡を受けたと主張することが、条約第八六条による支配的地位の適用に当たらないかという疑問が生じたため、ベルギー裁判所は条約一七七条による先行判決を求めた。しかし SABAM が、更にベルギー裁判所の付託の決

一定自体を争い、その理由として、国内事件繫属中に、委員会が、一九七〇年六月三日に当該事件に關して職權で同規則第三条の手続を開始する旨決定し、SABAM に同月八日通知しているが、国内の通常裁判所は、規則第九条第三項に「構成国」の「所轄官庁」に該当するか否か、国内裁判所はこの事件につき管轄を有しない旨を主張した。

これに対し、共同体裁判所は、SABAM は規則第九条第三項に「構成国官庁」には、民事裁判所が包含されいると解すべきであり、また第九条第三項による手続が開始された以上国内裁判所は管轄権を失う旨を主張するが、第九条第三項に「構成国官庁」とは、条約第八八条に基づいて管轄が認められる国内官庁のみを意味するのであり、この国内官庁の中に国内裁判所が包含せられているという事実により、「条約第八六条の直接的効果に關して申立がなされている裁判所が、これについて判決を下す義務を免れることとなるのではない。尤も委員会が規則第一七号第三条による手続を開始した場合は、裁判所は法的安定のため必要と考るときは、委員会の結論が得られるときまでその手続を中止することはである。他面、国内裁判所は、争いの対象となっている行為が、明らかに、競争の効果あるとは構成国間の貿易に顯著な影響をもたらさないと判断するか、その行為が第八十六条と抵触しないことについては何らの疑いもないと考えるとときは、一般的にはその手続を続行することを認めねばならない」として、新協定についての国内裁判所の管轄についての第二 Haecht 事件の立場を基本的に踏襲している。⁽²⁾⁽³⁾

(1) J.O. 1962 13/204.

(2) 第五条は、原初規則では、当初一九六二年八月一日が定められていたが、規則第五九号（一九六二年七月三日公布、同月一一日施行）によ

り本文のよう改められた。Bellamy, ibid. P.292.

(3) 当初は、一九六四年一月一日が定められていたが、大三年第一一八号規則（一九六三年一月五日公布、一月八日発効）第一条で本文

◎ まへやああめだ。

国際私法における EEC 独占禁止法

- (4) [1982] CMLR 1; Neil Elles, Community Law through the Cases, 1973, P.134. 但し、証書が、第一回開設の総務を、一九六二年一月一日以後のものだ、三四月一日までの譲り受けない。
- (5) Smit, Commentary, 3—70. 証書「カルテル協定の効力」一〇一頁。
- (6) 15 Rec. 309. 証書「カルテル協定の効力」一一一頁。
- (7) Bellamy, ibid. P.415.
- (8) Bellamy, ibid. P.417.
- (9) 証書「裁判」一一一頁。 Smit, Commentary, 3—70 (b).
- (10) 16 Rec. 127; Smit, Commentary, 3—71.
- (11) [1971] CMLR 104.
- (12) 証書・「裁判」一一一頁。 Neil, ibid. P.148.
- (13) [1972] CMLR 81. 証書・「裁判」一一一頁。
- (14) [1968] CMLR 26; Neil, ibid. 162.
- (15) [1968] CMLR 40.
- (16) Bellamy, ibid. P.421.
- (17) [1974] 2 CMLR 23.
- (18) 規則第一七項第九条第三項は「協成団の所管官庁は、委員会が第二条、第三条または第六条の適用手続をとらない限り、第五条第一項もしくは第七条第二項の規定による届出手続についての期限が経過しない場合においても、条約第八五条第一項および第八六条の規定を適用する権限を依然として有するものとする」規定である。
- (19) Campbell, Supp. 1975, p.181; Cunningham, ibid. P.37.
- (20) 届出を要しない協定が、条約第八五条第一項に抵触するか、あるいは規則第八五条の範囲外であるかの判断を、証書裁判所がなすいふが問題である、かい必勝の解であるかのところだ。 63/75, Fonderies Roubaix V. Fonderies Roux 事件一九七六年三四四四審決がある。 6 th Report P.29.

四 独禁法の並行的適用

共同体独禁法の適用範囲に関して、重要な問題と考えられるものの一つに、共同体独禁法と構成国独禁法の適用が競合する場合の両者の位置付けに関するものがある。^(一)これについては、それぞれの法の独自の適用範囲に従って、同一の協定についても並行的に適用せねばならないことを原則として認める、「わざる」重適用の理論 (*La théorie dite de la double barrière, Zweischränkentheorie*)、あるいは、並行適用の理論 (*Die Parallel Anwendbarkeit*) が支配的理論とされる。^(二)これは、ドイツの学説により有力に主張されたものであり、ふたつの法による制裁が再度課せられるとして、それぞれの法は性質を異にするものであるから、一事不再理の原則に反しないとするものである。共同体裁判所の見解としては、有名な *14/68, Walt Wilhelm and others v. Bundeskartellamt* 事件（一九六九年一月一三日判決）がある。^(三)これは、ドイツの四つの染料会社が、フランス、イギリス、イスイスの同業者と価格につき同一歩調を探ることを約し、後に、消費者および関連企業に対し、タール染料につき八・八ペーセントの値上げ通告を行なったことにより、消費者が連邦カルテル庁に提訴し、カルテル庁はこれに關しドイツ競争制限法第一条に違反する協定として無効とし、罰金を科したのであるが、これに対し、企業はEC委員会が手続を開始している以上、ドイツカルテル庁は、ドイツ法を適用する権限はないとして、控訴院に提訴し、控訴院は、ドイツ法とEC競争制限法の抵触の可能性を認め、共同体裁判所の先行判決を求めたものである。判決は「同一の協定が、原則として一つの並行的手続の対象となること、その一つは共同体条約第八五条の適用に関して共同体機関の手続の対象となり、もう一つは国内法の適用に関して国内機関の手続の対象となる」ことを認め、このような理解は、第八七条第一項^(c)にも根拠を求めることが

だめると解したのやう。がた、この場合にねける罰金の併課による負担については、衡平の原則により、先行する領地にいた考慮を払うべきが最もやれたが、この点は、並行適用における罰金の裁量についての、7/72, Boehringer Mannheim G.m.b.H v. EC Commission (No.2) 事件一九七一年一月一回田判決において、より明確に示され、いわゆる併課の場合は委員会は後の罰金については減額査定をなす義務があるとわかれていふ。たゞ、この後の事件についても、これが認めらるゝだ、並行適用の原則についての実質的制約を意味するものであらと譲せられてゐる。(註)(a)

(1) 構成九箇国の独禁法の比較的的考察なると共同体独禁法との競合的要素の個別的検討は、本稿の四拍ではなし、便宣上 EC Commission, Six Report on Competition Policy, April 1977. (2) 6th Report, 附録を Smit, ibid. 3-14 及びも、各國独禁法の展望の一部を次に掲げるに至らぬだ。(1)イタリヤ 構成九箇国の中、イタリヤは未だ独占禁止法をもたない唯一の國である。一九三一年六月一六日の法律第八三回時は事業者団体の規制法であるが、手続規定を持たないため死文化しておる。一九五五年以来独禁法の制定作業は行われたが、なお近い将来実現の可能性はない。従って民法の規定に依存しておるほか独自の独禁法なし (6th Report P.55; Smit. 3-14)。

(2) ベルギー 「経済力の濫用に対する保護に関する法」(一九六〇年五月二七日法)が最初の独禁法である。同法は、独占を競争制限をそれ自身の體悪と考え、弊害是正主義を採用しておる。特定の分野では、公共役務に関する一九七六年七月一日田法があるが、近年、条約第八五一条、第六条に範を採った独禁法案が国会へ提出せられたる(6th Report, P.46)。(3) ハーマー 基本的な独禁法は、一九五五年の独占および競争制限行為規制法である。その政策の基礎は、監督と情報開示である、独占規制局 (the Monopolies Control Authority, MCA) との協定開拓命令に対し、ハロス及上開田がなれども無効となる旨の民事的規定がある。そのほか、一九六六年の the Competitive Tending Act, 一九七四年 the Price and Profits Act, 一九七七年二月発効の Price and Profits Act 及田法、薬物取引に関する監督権限を、國家保険局より MCA へ移管する一九七六年一月一日発効の the new Drug Act が(6th Report, P.48)。(4) ドイツ 基本的法規は、競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen) (一九五七年七月一日田法、一九六三年、一九六八年、一九六九年、一九七三年改正) である。州製造政機関は連邦カルテル庁 (Bundeskartellamt) のほか、各州の機関であるが、合併規制については、連邦經濟大臣もカルテル庁のほかに広汎な権限を持つ。近年の立法の動向として、一九七六年一月二八日の、新聞部門における合併規制に関する

の法のほか、国際的影響力をもつて競争制限と闘つて、西独とアメリカ合衆国との間で、調査、手続並の相互協力を定めた。一九七六年九月

一一日発効の規定が注目される。^(6th Report, P.51) (5) ハーバー、刑法第419条、第4110条、一九四五年六月11日Ordnance 第三
七条および第49条の二乃至第五九条の四、特に一九五三年八月九日第七〇四四Decree、一九五九年六月11日Decree、一九六七年九月
二一日の Ordinance のほか、一九六三年七月二日の財政法第三条および第四条、などに一九七三年二月の取引による国内工業に関する法
が主要な法源となるほか、近年の立法の動きとしては一九七六年六月一一日の、新独禁法案の国会提出がある。(6th Report, P.52)。

(6) ハーバー、基本的法規は、一九五三年競争制限法および一九五九年改正法を踏襲した一九七一年の競争制限法 (the Restrictive Trade Practices Act) である。同法の特色は、調査権限と司法権限が、新たに Examiner of Restrictive Practices と Restrictive Practices Commission との間に分かれた点である。なお一九七四年に合併などの規制法案が国会に上程された。^(6th Report, P.54) (7) ルクヤハトルク、価格操作に関する一九六一年六月30日法、再販売価格維持に関する一九六五年一一月九日法令、および一九七〇年六月17日
の競争制限行為法がある。最後のものは共同体条約第八五条および第六条と類似した規定を多く採用している。(6th Report, P.57)。

(8) ハーバー、一九五六年の Economic Competition Act が基本法規として、競争制限および支配的地位の適用を規定する。近年、経済大
臣の二院法改定を試みたが、その一は、オランダ独禁法と共同体独禁法の調整の問題である。その二は独占の廃止および適用
除外申請に関するものである (6th Report, P.58)。 (9) ハーバー、独禁法は闊歩する国家連盟といふが、一九五八年から一九七三年まで、幾
多の曲折を経たが、概要、一九四八年 The Monopolies and Restrictive Practices (Inquiry and Control) Act が、最初の調査機関
である The Monopolies and Restrictive Practices Commission が設立された。一九四九年 The Restrictive Trade Practices Act が、
物品供給に関する特別の調査機関として設立された。一九七三年 The Monopolies and Mergers Act が、合併などを認める監視の機能を拡大したが、やがて、一九七四年 The Fair Trading Act が導入されたが
この経過を通じて、調査機関は The Monopolies and Merger Commission であるが、行政措置は、the Secretary of State (まだ大
所管大臣となつたが、実際は Director-General of Fair Trading が担当)、事業者への教諭による禁止措置が採るが、調査法の形質によ
り a statutory order によるせんじやめやめなど、また、中央裁判所 The Restrictive Trade Practice Act, 1976 による、裁量的判断が採られる。^(6th Report, P.59)。

(8) Campbell, ibid. vol.3, P.92.

(9) Goldman, D.C.E., P.760, N., (2)

(10) [1969] CMLR 100; Neil, ibid. P.146. ただしに判決は、個別統の並行を認めるに共通、出荷の場合の共同体法の優越性を認めた点を重
視せが認めるに至る。

(^(o)) Rec. 72-1281.

(^(e)) Goldman, D.C.E, P-762.

(^(e)) なお、国内法と共同体法の並行的適用による矛盾を避けるため、一九七四年に委員会と構成国専門家より成る、両法の相互関係に関する会議が持たれ、情報交換等に関する案が、一九七六年一一月九日に提案され、その大多数が採択されたが、一九七七年にも更に黙認を受けて検討せらるべきである。(6th Report, P-65)。

国際私法における EEC 独占禁止法

五 独禁法の域外適用

次に共同体独禁法の地域的適用範囲、例えば、アメリカ合衆国に本店をもつ二事業者間で、共同体市場を二分割し、相互に相手方の市場につては商品を売却しない旨の協定をアメリカ合衆国で締結したが、これが共同体市場の競争を歪曲し、構成国間の貿易に影響を与えた場合に、条約第八五条は適用せられるかの問題である。^(e) この問題は、既にアメリカ合衆国における一九四五年的 U.S. v. Aluminum Co. of America 事件判決、^(o) わたし Alcoa 事件を契機として国際法違反となるかの見地より多くの論議を呼んでくるところであるが、^(e) 欧州経済共同体においても、条約第八五条に関する最初の委員会決定である Grosfiller—Fillstorff 事件が、^(e) フランスの製造業者とスイスのデーラーとの間の、スイスにおける独占販売契約中に、共同体市場への再輸入禁止条項が包含せられた事件であったことから象徴せられるが如く、共同体独禁法においては極めて重要な問題である。この問題は、前述の 22/71, Béguelin 帰事件における大沢商会、特に 48,49,51—57/69、事件におけるイギリス法人の I.C.I. 社、スイス会社の Giba-Geigy 社、Sandoz 社^(*) 6/72, Continental Can 帰事件における Continental Can 社^(*) 6—7/73, Commercial Solvents 事件におけるアメリカ法人 Commercial Solvent 社^(*) 15/74, Centrafarm v. Sterling Drug 事件^(*) 一九七四年

一〇月三一日判決などの一連の共同体判決を契機として多くの論議を呼んだところであるが、⁽⁶²⁾そこでは、共同体独禁法の域外的効力として、立法管轄、裁判管轄、ならびに執行管轄に関する問題が論ぜられている。

〔立法管轄〕 共同体法は独自の国際私法的法理を発展させていが、そのほか、条約は、特定の条文の中で地域的適用に関する規定をもつてゐる。例えば、営業自由化に関する第五二条あるいは第五八条、労働自由化に関する第四八条における国籍観念、商品流通に関する第九条および第十条における商品の所在、無国籍者または避難民についての社会保障に関する、一九七一年第一四〇八号委員会規則に定める居住、条約第六七条における居住、あるいは営業自由に関する第五二条第一項における国籍と居住の累積、のじとも一方的抵触規定としての連結点類似の規定を有している。これに対し、競争制限規定には、このような適用範囲に関する明確な規定がないことから、困難な問題が生じるが、共同体法に関する論議される場合に検討されるべきものとして言及せられるのは、主として次の二つの立場である。

(1) 効果説 (effects theory) 効果法説は、条約が地域的適用に関する明示的規定を有しない現状においては、条約自体がどのような地域的適用を欲しているかを、条約における実質的規定の趣旨を考慮して決定するほかはないとし、その場合第八五条及び第八六条における「構成国間の貿易に影響を及ぼすおそれ」の觀念は、共同体内部における国内立法管轄権と共同体立法管轄権の限界の決定基準を意味すると解すべきであり、共同体独禁法の地域的適用限界については、第一の条件である「共同市場内の自由競争の妨害」の用語に求めざるを得ないが、結論としては、域外でなされた協定であっても域内に効果の所在 (la localisation de l'effet) が存在する場合は、たとえ事業者の営業の本拠が域外にある場合も適用せられると解するものである。⁽⁶³⁾ 48-59/69、国際染料カルテル事件において検察官 Mayras

が、法律意見で開陳した「条約第八五条は、共同体内における競争制限の影響を唯一の適用基準とすることは疑問の余地のないところであり、競争侵害について責を負うべき事業者の国籍についても、また本店の所在についても何らの考慮を払う必要はない」とする立場である。条約第三条⁽¹⁾に掲げる競争市場の実現の目的のためには、最も合理的な理謬であり、共同体機関としては、共同体委員会が一九六四年六月一日の Merten 決定以来、⁽²⁾多数の決定の中で採用している立場である。⁽³⁾委員会の立場は、その後の「ローマ条約の適用下に置かれる日本製品の共同体への輸入に関する告示」(一九七一年一〇月一一日付官報)においても、「事業者間協定、事業者団体の決定、もしくは共同行為の参加企業の若干のもの、あることはそのすべてが域外企業である場合においても、その協定、決定または共同行為の効果が共同市場の地域内に及ぶ限り、共同体条約第八五条第一項の適用を妨げるものではない」とせられている。

(2) 行為帰属説 (Conduct imputing a subsidiary's behaviour to the parent) 共同体裁判所は、域外企業に対する最初の独禁法違反事件である前掲 Béguelin 判決の後、⁽⁴⁾その立場を変更し、前掲 48—59/69、国際染料カルタル事件においては、経済的・一体の理謬 (the economic entity) あることは、行為帰属説を採用するに至った。これは「子会社が独自の法人格を有するところの事実は、その行為が親会社に帰属しうるという可能性を除き去るものではない。子会社が自己の法人格を有するときでも、その市場に対する行動 (behavior) を独立に決定せず、基本的には親会社によりなされる指示に従う場合には、この事が生じうる」とし、⁽⁵⁾処罰に値する共同行為は、共同体内に設立せられている子会社を通じて、親会社自身が共同市場内で行なったものと判断した。従つてこの国際染料事件では、管轄の基準として、特に効果説を否定しているのではないが、それを採用することを避け、別個の基準である同一説に依拠したといえよう。

(3) 効果説への復帰傾向 しかしながら後も共同体裁判所が同一説に従つてゐるかといへば、疑問とやられてゐる

感じである。たゞわざと第八六条の適用を闇つてやせあるが、何種の問題が、6⁷², Europeanballage Co. and Continental Can Company v. EC Commission 事件 [一九七三年一月二十一日判決] 裁判所は大陆連邦最高裁判所のContinental Can International 社の更に子会社である the Europemballage Corporation が、すでに持株会社として、ヨーロッパ最大の罐詰メーカーであるドイツの Schmalbach Lubeca Werke AG の株式八五ペーベントを保有つてゐたが、やがて、ベルクスにおける罐詰業界の最大の業者であり、ドイツ会社と競争関係にあるオランダの Thomasson & Driever-Verblifa 社の八〇ペーベントの株式および転換社債に関する公開買付を一九七〇年四月に行なつたため、委員会が、Continental Can Co. Inc., N.Y. から被審人として Europemballage のハッセンハイム事業所への送達により手続きを開始したが、委員会の違法の決定に対し、Europemballage と Continental Can が共同体裁判所に提訴した事件である。この争決は、委員会の管轄が、域外に本拠地を有する Continental 社が、European ballage 社を通じオランダにおける Thomassen 社に譲り受けたために必要な資金を準備したことは認められる。一九七〇年四月八日 Europemballage は、この請求に対する提供申込があつた Thomasen 社の株式をも含む転換社債を買入れた。移転行為がかかる事情を認められたので、委員会は、当裁判所が現に審理する委員会決定を、Europemballage のみなみ、もしくは主たる被審人として Continental 社に対するものである。かかる株式取得により共同体内部の市場の条件に影響が生じる場合には、これに共同体法が適用せられうる。Continental 社が、共同体構成国との間に本拠地を有しないからではなく、この企業に対する共同体法の適用を

行わなふんじないふての充分な理由いせなひだ」とした。

子会社の行為を親会社の行為と看做すことについての理論構成は、先の国際染料カルテル事件における、例えば、International Chemical Industry 社に関する理論構成を反覆したものといえる。しかし、他面、裁判所は、子会社 Europemballage はおこり、終始独立性を認め、それが自体の独禁法違反が存在すると判断しているのであり、共同体適用の理由は、究局的には、その買付が「共同体内部の市場の条件に影響を与える」ことに求められている。親会社に対する関係では、国際染料カルテル事件の「一体性」の理論が考慮せられてはいるが、理論的基礎としては、効果法説に依拠したとの見られてる。⁽²⁴⁾

更に、6-7/73, Istituto Chemisterapica Italiano (ICI) SpA & Commercial Solvents Corp. (CSC) v. EEC Commission (Zoja case) 事件⁽²⁵⁾一九七四年二月六日判決⁽²⁶⁾にて、イタリアの子会社 CSC がイタリアの子会社 ICI と共に、従来イタリヤの Zoja 社に供給していた薬品の供給を絶ち、その事業を子会社自体で開始しようとした事件であるが、心して、「共同体の内部で支配的地位を占める者が、その地位の運用によって、共同体内外にひとしく存在してくる競争状態を排除しようとする場合には、その排除は共同体内の競争構造に制限を加えることは確定的であるから、その行為が共同体の地域の内外であるかを問わなく」⁽²⁷⁾、効果説を採用しており、かつ、親会社については、親会社に帰属すべき行為が、親会社の現実的支配、あるいは一方的行為に基づいて行われた場合など、その責任を問らうるとする理論に変更せられた。⁽²⁸⁾

① 手続管轄 立法管轄の行使が国際法上認められる場合であっても、外国に所在する者に對して手続を開始しうるか否かは別に論あぐる問題である。委員会規則第一七号を施行するための委員会規則第一七号において定める、条

約非該当確認 (negative clearance) の申請書A方式の1⁽⁶⁾には、事業者が域外に本拠を有する場合には、共同体内に設置せられる代理人または支店の記載を要求しており、かかるものが存在しない場合には、少なくとも同規則第二条の手続を行使し得ないとも解しうる規定も見出しうるが、共同体が独禁法全般についての手続管轄につき、いかなる理論的立場を採るかについては明文上からは明らかでない。ただ共同体裁判所が、国際染料カルテル事件、コンチネンタル・カン事件、コンマーシャル・ソルベント事件において採った立場からすれば、判例の立場は、手続管轄と立法管轄の基準につき同一の基準を採用しており、特に手続管轄につき別個の基準を採用していなものと考えられる。⁽¹⁹⁾

③ 執行管轄 次に執行管轄に関する共同体の立場を、委員会決定の送達について概観することとする。条約第一

九一条第二項は「命令及び決定は、それらの受領者に通告され、この通告によって効力を生ずる」とするが、国際染料カルテル事件では、委員会はまず外交ルートによる送達を試みたが、受け入れられなかつたため、それらの域内に所在する子会社に郵便で送達したのであるが、共同体裁判所における親会社の、これらの子会社は親会社から送達受領についての委任を受けていないことから送達は無効であるとの主張に対し、裁判所は、原告はすでに決定の内容を熟知していることを強調し、結果として送達の形式的違法を問題としなかつたのであるが、この判例の態度は、域外親会社に対する送達手続の問題を将来に持ち越したものと解せられた。⁽²⁰⁾

さらに、コンチネンタル・カン事件においても、委員会は決定を、子会社のみならず親会社にも郵送したのであるが、コンチネンタル社の外交ルートによらない送達は無効であるとの主張に対し、共同体裁判所は、決定が現実に被審人に到達すれば有効性を損なわず、被審人が決定内容を知ることを拒むことにより、送達の法的効果を回避することを得ないものとした。

ノルムの立場からすれば、共同体裁判所の執行管轄に関する態度は、外圧に際する賄金の徴収の実行のじとく、事实上実行が不可能であり、かつ外国王権の侵害につれては全く疑惑のない場合を除いて、立法管轄よりも能むべに了田的実現の必要ある限り、裁判の執行管轄が認められたるか否か場に差がある。

国際私法における EEC 独占禁止法

- (一) Kronstein, Conflicts Resulting from the Extraterritorial Effects of the Antitrust Legislation of Different Countries, Essays Yntema, 1961, P.432; van Hecke, Le droit antitrust, Rec. des Cours 105 (1962-II) 253; Mann, The Doctrine of Jurisdiction in International Law, Rec des Cours 111 (1964-I) 95; Beckmann L'application de l'article du Traité de Rome aux entreprises étrangères, Rev. crit. d.i.p. 54 (1965) 499; Mertens, Ausländisches Kartellrecht im deutschen IPR, RabelsZ 31 (1967) 385; B. Goldman, Les champs d'Application Territoriale des lois sur la concurrence, Rec 128 (1969) p.631; J.M. Bischoff et R. Kovar, L'application du droit communautaire de la concurrence aux entreprises établies à l'extérieur communauté, Jurnal du Droit Int. Tome 102 (1975) no. 4, P.675; Michael Akehurst, Jurisdiction in International Law BYIL 46, 1972/73, (1975 pub.) P.145; H.G. Koppenseiner, International Enterprises under the Antitrust Law of the European Economic Community, Journal of World Trade Law, Vol.9 No.3 (1975) ,287; Smit, ibid. 3-13.
- (a) U.S. v. Aluminum Co. of America, 148 F. 2d 416 (2d Cir. 1945); R.R. Baxter, The Territorial Application of Domestic Law, U.B.C. Law R. V.1, No.3 (1960); R.Y. Jennings, Extraterritorial Jurisdiction and the United Antitrust Laws, B.Y. I.L. 33 (1957) P.147; Herbert Krumbein, Die extraterritoriale Wirkung des Antitrust-Recht, 1967, S.16.
- (b) OJ 58 of 9.4.1964.
- (c) 1964年6月1日施行「國際競争規制法による輸出統制の輸出統制による域外管轄権の問題」(一回)、公報第1号(1964年1月1日施行)。
- (d) 「G. 権利」(1964年1月1日施行)、「八時半頃の判決は紹介がまだない」とある。
- (e) 画巻の題題は、United Brand Co. v. EC Commission 市井 (1976) 8 CMLR 147, '85/76, Hoffman-La Roche v. EC Commission, 6th Report, pp.31-33 が題題である。
- (f) Goldman, DCE, P.290-291; Goldman, Rec. t. 128 (1969) P.677; Bischoff et Kovar, JDI, P.679; Mestmäcker, EWR, S.155.
- (g) J.O.C.E 10 juin 1964, P.1420.
- (h) Karl Matthias Meessen, Völkerrechtliche Grundsätze des internationalen Kartellrechts, 1975, S.135.

- (9) 共同体裁判所判決としてある Park 社上場事件、24/67, Park-Davis 事件 [一九六八年二月二十九日判決は、結果として第八五条 違反が認められたので、域外連絡が重要課題をめぐらなかったが、「被投げ参股」した事業者の一方、第三回に本拠を有するもううる事業がある場合 も、協定の効果が共同体の地域内に及ぶべきか、との規定(日本法・第八五条)の適用を妨げないとし、前掲の Béguin 事件 [一九七一年一月二日判決]。被投げが「共同体内外となる自由競争の枠組を尊重し」、がたばくだらうとしたときは、協定が共同市場の目的を脅かす、第八五条の 禁止を拂触する。」として、效果法説を採用してしまった。Goldman, DCE, P.294.
- (10) Bekanntmachung vom 21.10.1972, ABI 1972, C 111 S.13; Messen, ibid. S.137; Bischoff, ibid. P.683, note 35.
- (11) Parry and Hardy, ibid. P.323; Goldman, DCE, P.295; Mestmäcker, ibid. S.156; H.G. Koppensteiner, International Enterprises under the Antitrust Law of the European Economic Community, JWTL vol.9, no.3, P.310.
- (12) Rec. 1973, 215; [1973] CMR 189.
- (13) E.J. Mestmäcker, Concentration and Competition in the EEC, JWTL vol.6, no. 6 (1972), P.637; Kurt Markert, Anti-Monopoly Legislation in Europe, P.284, in Nationalism and the Multinational Enterprise edited by H.R.Hahlo, J. Graham Smith, and Richard W. Wright (1965).
- (14) Messen, ibid. S.143; Goldman, DCE, P.296. たゞ、H.G. Koppensteiner, ibid. P.311.
- (15) [1974] I CMLR 309.
- (16) Campbell, ibid. Supp. 1975, P.188; Goldman, DCE, P.296.
- (17) Goldman, DCE, P.298.
- (18) Koppensteiner, ibid. P.311.
- (19) Smid. ibid. 3-116.
- (20) Koppensteiner, ibid. P.316.
- (21) Koppensteiner, ibid. P.317.

六 むすび

右に検討した歐州共同体の独禁法の民事的規定は、わが国際私法上適用すべきものと解すべきであるか否かは、他の外國経済法、あるいは社会法の場合と同じく、未だ定説と考えられる理論を見出すことは困難といえよう。⁽¹⁾その理由としては、次のものが考えられよう。その一は、国際私法が対象とする私法問題はすでに一四・五世紀において発生しているものが多いが、独禁法上の民事的規定は、一九世紀以降、すなわち、一八九〇年アメリカ合衆国シャーマン法第七条、同一九一四年クレイトン法第四条、西獨一九五七年競争制限法第一条、第一八条ならびに第三五条、フランス一九四五年命令第五九条の二第二項など、一九世紀末以来の諸立法に設けられるに至つたため、学説の蓄積がないお不備な点を挙げることができよう。第二に、それが従来の私法とは著しく異質の法であることによる。独占禁止法、あるいは競争制限法には、刑法、行政法、私法の三要素が結合せられているという特質（une triple nature）があり、また国際私法上伝統的に峻別すべき実体的規定と手続的規定の密接な相互関連が、現時点における理論の構成においても困難を感じさせる重要な要素となっているといえよう。⁽²⁾

歐州共同体独禁法における、適用限界に関連する共同体法内部の問題点の概観に重点を置く本稿においては、この問題の、より周到な検討は別の機会にゆずらざるを得ないが、次に同法を概観した場合の結論を述べることとしたい。

近年わが国において論議を呼んでいる、独占禁止法についての国際法上の制約の有無に関する問題については、独禁法の域外適用は国際法の規制に服するとの前提に立って、国際慣習法により国家に認められた管轄権の態様として、(1)属地主義、(2)国籍主義、(3)保護主義、(4)普遍主義、(5)消極的属人主義のうち、独禁法の法益が国内経済秩序の保護

にあることから、問題となりうるのは、保護主義と客観的属地主義の両者であるとせられている。⁽³⁾これに対し、国際私法上、外国独占禁止法の適用については、(1)外国公法として国内的不適用説、(2)契約準拠法上の外国独占禁止法適用説、(3)特別連結による適用説の三者がある。⁽⁴⁾⁽⁵⁾そのうち契約準拠法説は、特にわが国の多数説のごとく契約準拠法として、量的無制限を認める当事者自治主義に立つ場合は、契約当事者は、その国の公法をも含めて、みずからの指定した国の全法体系に契約の運命を委ねているものと解する立場であるが、その場合にさらに、外国独占禁止法の性質上導かれる地域的適用範囲に関する規定は考慮しないとする理論に立つ場合には、契約当事者が単に特定国の私法規定に習熟しているが故に、その国の私法を指定するがごとき場合には極めて偶然的に民事的無効が生じることとなり、外国独占禁止法の地域的適用範囲をも考慮するとしても、これ亦偶然的かつしろ例外的に、二要素が合致した場合にのみ無効が生じることとなる。このような結果を導く見解は、国際私法生活における衡平の觀念からも、各國独占禁止法者の合理的感覚からも到底容認し得ないものといえよう。他面、特別連結 (Sonderanknüpfung) による外国独占禁止法適用の立場は、伝統的意味における契約準拠法のほかに、その法律関係との客観的な実質的関係に基づき、経済行政法規の固有の適用を認める理論であるが、⁽⁶⁾このような特別連結理論により提出される理論が、現実的な裁判規範としての説得力をもつ具体的な適用基準を提供しているかについては、なお若干の疑義があり、例えば Wengler 理論は、結局は実質的牽連関係ある外国独占禁止法を多數累積的に適用し、その一が契約を無効とするときは、その契約を無効とするということにならうが、甲国がある契約を有効と解することが甲国の競争政策の目的に合致すると判断し、乙国がある契約を無効と解することが乙国の競争政策の目的に合致すると判断する場合に、第三国であるわが国が特に乙国の政策のみを支持すべきであるという結果を導くことについての合理的理由は見出し難いといえる。

しかしながら、他方、国際私法の保護の目的は、当然の事ながら個人の私益であつて、公益ではないのであるから、外国独禁法規定の存在に基づく事実上の不可抗力の問題のみを考慮すれば足りるとする、外国独禁法不適用説を妥当と解すべきかについても、若干検討の余地はある。前述の欧州経済共同体条約第八五条第一項については、共同体裁判所も第二 Haecht 事件判決で認めるごとく、その第一項の適用には、個別的行政的配慮による柔軟性が認められる規定であるが、第二項の適用には、一たび第一項による行政的目的の実現のための決定がなされた以上、自動的に無効が生じるという画一性が要求せられている。従つてその条文の表現からは、アメリカ合衆国シャーマン法第七条、いわゆる三倍賠償規定に見られうるような行政的法規としての性質をただちに見出すことは困難ではあるが、それが本質的には行政目的の実現を目的とするものであり、私人間の法的紛争解決についての衡平実現を意図するものでないことはいうまでもない。私人間の衡平を考慮する場合は、近年のわが国の、最高裁昭和五十二年六月二〇日判決にも見出しうるごとく、⁽⁷⁾ 独禁法違反の場合の画一的無効は、当事者の一方の投機的援用をもたらすという弊害を伴うことから、何らかの制約を考慮せざるを得ないのであるが、共同体裁判所判例がしばしば民事上の有効性を行政的手段である届出の有無にからしめ、また第二 Haecht 事件判決が新協定につき無効の遡及性を認めていることは、第八五条第二項が行政法規であることを示すものといえる。

右のごとく、条約第八五条第二項を行政的規定と解する場合においても、その事によってわが国においてすべてその適用を認めないと解すべきものであろうか。この点は、国際的な私法生活関係においても、特定の国家の行政目的のため、いざれかの主体に協力を義務付けることが、私法的見地からも説得力をもつ場合がありうるのではないかといふ、ある意味では素朴かつ常識的見地から決定するほかはない。⁽⁸⁾ このような立場に立つときには、結局、租税管轄

権における恒久的施設⁽⁹⁾（Permanent establishment）の觀念が有力な示唆を提供するのではないかと考えられる。すなわち、事業者がいつれも独禁法制定国内に営業所またはこれに準ずる設備をもつ場合は、その国の行政的協力としての民事無効を、第三国で認めることまでも斥けるべきではないと考へる。⁽¹⁰⁾ この立場に立つときは、更に甲国に所在するA企業と、乙国に所在するB企業との間の協定につき、甲乙両国いつれの独禁法によつても民事無効となる場合も、その効力を認むべきかの問題が生じうるが、前掲の立場は行政法規の屬地的範囲を第三国においても承認するという原則を前提としているのであるから、この場合はそれに該当しないこととなり、さらに二個の法を考慮に入れる場合は、手続、法解釈につき予測し得ない困難も生じうることも考へられ、結局は、訴訟当事者たる二事業者がいずれも単一の国内に営業所またはこれに準ずる設備をもつ場合には、その国の行政目的をもつ民事規定をわが国においても適用するものと解すべきであり、歐州經濟共同体條約第八五条第二項の適用の場合は、前掲の「单一の国」の語を、「共同体構成国」と読み代えることとなる。特別連結理論がなお有力な主張として評価されている、國際私法学界の現状から見る場合は、いささか限定的に過ぎるとの批判を免れないであろうが、現在の國際經濟社会の実情からすれば、特別連結理論による外国独占禁止法の普遍的相互適用は、将来における独占禁止法の内容・運営の統一化および、國際協調のより高度の緊密化に俟つかはないのではなかろうか。

- (1) 例えは、山田鎌一教授は、外國労働法の適用についてではあるが、一般的には法廷地の公法的労働法規などとまらず、ひろく、労務給付地のそれの適用を認めるべきである。だいぶなる要件のもとにそれを認めるべきかは、今後の検討に俟つべきことが多いとせられる。山田鎌一「当事者自治—雇傭契約」涉外判例百選（着補版・昭五一）二二九頁。
- (2) わが国における、独禁法の域外適用に関する有力文献である松下満雄「独占禁止法と國際取引」（昭四五）においても、私法に関しても言及されないではないが（同書二六頁、二八一頁、三三二頁など）、そこでは、独禁法の規制のうち、より重要な「公法的規制」が主として考慮せ

ふれどらる。同書四頁参照。

なお、近年の同様の問題に関する研究として、小原喜雄「憲法禁止法の場所的適用範囲」（田中）即先生中稿記念「公法の理論」中巻所収）があつた。

(3) 松下・前掲書二二三頁、二二六頁、二二二一頁。なお、松下満雄教授は「わが國ハコトば、國際法上の管轄権を尊重すべし」と……例外はあるとしても、公法の適用については属地主義が原則とされてゐる。したがつて……属地主義の原則にしたがふ、管轄権の不当の拡張がなじよう體意すべし」とおひつゝ云ふ。ただ、「國際法上の属地主義という原則の内容も必ずしも正確でない」いふと問題が残ることを指摘せられた。

(4) H. J. Martens, Ausländisches Kartellrecht im Deutschen Internationalen Privatrecht, 31 RabelsZ 385.

(5) István Szász は、「おほいにいへば、外國公法の適用の問題を以て、不適用説が支配的脚論である、二公法の分野では、(1)公法の適用は本来はずれの國でも抵触規定がないのである、先天的意味によつて外國公法の適用を阻止せらるべきである立場 (Morelli)、(2)公法による抵触規定はあるが、單に法院地法の一方的抵触規定があるとする立場 (Neumeyer)、(3)法院地の公法によつてしかなる外國公法の適用を止めねばならないとする立場 (ハイベ連邦裁の若干の判例 BGH 42, II, 179, 183; 60 I, 312; 74 I, 224, 229)、(4)外國公法がすべて適用されねばならないが、政治的、刑事的、手続的、財政的、税取扱いなどは税法上の法規のみ (Torsten, Gihl, Arminjon, Common Law theory—Dicey, Morris, Cheshire, Wolff)、私的取扱いによる法規が適用されねばならないとする立場 (Neumeyer, H. Marti, Niedner) などがある。Szász, Conflict of Laws in the Western, Socialist and Developping Countries, 1974, P.181。

(6) Wengler や Oskar Zweigert もこの點を述べた。Mann, Battifol, Rigaux, Freyria, Neumeyer, Lorenz, Bar, Van Hecke など

より展開された点といつて、Szász, ibid. なお、ウラングラーー、ハイミヤー、ロレンツ等による学説を以ては、折茂教授「当事者

自治の原則」一八六頁以下に極めて詳細な紹介がある。

(7) 最高裁判昭和五一年六月二〇日第一小法庭判決 (昭四八年第一二二号金錢消費貸借契約無効確認請求事件)、判例時報第八五六号三頁、判例

タイムズ第三四九号一九二頁。

(8) 折茂教授は「一國の裁判所における或る外国の特定の公法が適用せられべきかしないにせば、かならずしも該外國の体制の如何を決定的契機として定めるべくあるのではなく、むしろその同國間に於ける政治的、外交的諸関係をはじめ、いつわせ当國の法規の実質的、具体的の内容の如何を考慮し、あくまで個別的、実体的に判断する」いふを要するもののみならぬが、おひつゝ、いかんせぬ。折茂「当事者自治の原則」四〇八頁。

(9) 松下・國際取引、二二六頁。

(10) しかしこの場合も、ILA ニューヨーク総会制限的取引法の域外適用委員会報告書の第7「私人による損害賠償訴訟」においても問題とされている、アメリカ合衆国シャーマン法第七条のごとく、政府の独禁法施行の補完としての本質をもつ民事的規定は、わが国で適用すべきではなかろう。松下・国際取引三二二頁。

(昭和五二年八月四日稿)